

黒石市教育委員会告示第2号

黒石市立小学校及び中学校における医療的ケア実施要綱を別紙のとおり定める。

令和7年3月28日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市立小学校及び中学校における医療的ケア実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒石市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の支援のため、学校において実施する医療的ケアについて必要な事項を定めるものとする。

(医療的ケアの実施者)

第2条 医療的ケアの実施者は、看護師又は准看護師の資格を有する者（以下「看護師等」という。）とする。

(医療的ケアの内容等)

第3条 この要綱において医療的ケアとは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「法」という。）第2条第1項による医療行為のうち、看護師等が実施することについて支障がないと主治医が認めた医療行為をいう。

2 医療的ケアは、医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する学校の敷地内で実施するものとする。ただし、校外学習活動その他学校行事に参加する場合であって、校長が認める場合は、この限りではない。

(医療的ケアの対象者)

第4条 医療的ケアの対象者は、保護者から医療的ケア実施の依頼があった児童生徒のうち、黒石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が黒石市教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）の答申を受けた上で、実施可能と認めた者（以下「対象者」という。）とする。

(医療的ケアの実施手続き等)

第5条 医療的ケアの実施を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）

は、主治医の意見を添えて書面で教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、支援委員会の答申を受けた上で、医療的ケアの実施の可否等について決定し、保護者及び医療的ケアの実施校の校長に通知するものとする。

3 保護者は、対象者について主治医から書面による指示（以下「指示書」という。）を受け、教育委員会に提出するものとする。

4 教育委員会は、指示書の内容を校長及び看護師等に通知するものとする。

（実施計画の作成）

第6条 校長は、対象者ごとに、医療的ケアを実施するために必要な事項を記載した実施計画を作成しなければならない。

（医療的ケア安全委員会）

第7条 校長は、校内において医療的ケアを安全に実施するための具体的な運営について検討するため、校内に医療的ケア安全委員会又はこれに類するものを設置しなければならない。

（実績報告）

第8条 校長は、第6条の実施計画に基づいて行った医療的ケアの内容について、教育委員会へ報告するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。